相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県鹿嶋市大字宮中一七六番地九、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　脇村　昇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二十日

事務所茨城県神栖市平泉東一丁目六四番一八二号ミヨヒコビル二階　相続財産管理人　弁護士　作井　崇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県福島市森合字台一三番地、最後の住所埼玉県越谷市北越谷四丁目二三番三九号東武サンライトマンション二〇一号　被相続人　亡　安齋　昭司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二十日

埼玉県越谷市弥生町三番三三号越谷東駅前ビル五階　埼玉東部法律事務所　相続財産管理人　弁護士　根本　明子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県鴻巣市常光一六六二番地一五、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　水辺　浩一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二十日

埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目三番一九号新高砂ビル三階　相続財産管理人　弁護士　岡田　宜智

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県鶴ヶ島市脚折町一丁目三一番、最後の住所埼玉県鶴ヶ島市脚折町一丁目三一番一六―二一一号ソフィア鶴ヶ島　被相続人　亡　杉田　治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二十日

事務所千葉県松戸市松戸一三三六―七東風園ビル四階筒井綜合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　筒井　剛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区神宮前六丁目一七番地、最後の住所川崎市川崎区京町三丁目二五番一―三一三号　小田公園エルハイツ　被相続人　亡　大橋　明美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二十日

川崎市中原区新丸子東二丁目八九五番地　武蔵小杉ＡＴビル四〇三号室　相続財産管理人　弁護士　貴村　麻子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県飯田市大瀬木一三〇八番地、最後の住所神奈川県平塚市南金目九三九番地　被相続人　亡　宮下　和**茂**

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二十日

神奈川県平塚市紅谷町三番三号　本陣ビル二階　湘南平塚法律事務所　相続財産管理人　弁護士　大木秀一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県二本松市伊佐沼町二丁目七三番地、最後の住所神奈川県相模原市緑区与瀬七七一番地　被相続人　亡　斎藤　誠治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二十日

神奈川県相模原市中央区相模原二丁目一番五号サトウビル五階　相続財産管理人　弁護士　末広多親子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県大町市大町一八五六番地、最後の住所長野県大町市平七五二五番地市営住宅借馬団地四八―七二　被相続人　亡　鳥羽　照子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二十日

事務所長野県松本市北深志二丁目三番三五号大沢会計事務所　相続財産管理人　大澤　利充

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県下呂市金山町戸部三七六二番地一、最後の住所岐阜県下呂市金山町戸部三九七八番地二　被相続人　亡　熊崎まさみ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二十日

事務所岐阜市端詰町五六番地ＪＡぎふビル別館三階　廣瀬小島法律事務所　相続財産管理人　弁護士　平松　卓也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市西区平松町二一六五番地一、最後の住所静岡県浜松市北区三方原町五一番地の五　被相続人　亡　伊藤　哲典

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二十日

静岡県浜松市中区中央一丁目六番二二号ＳＬビル四階　はままつ共同法律事務所　相続財産管理人　弁護士　塩沢　忠和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県袋井市宇刈六一番地、最後の住所静岡県浜松市中区住吉二丁目七番二二三号住吉カトレアマンション　被相続人　亡　星野　敏子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二十日

静岡県浜松市中区板屋町一〇〇の一五東洋ビル五〇二号　山本総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　山本　晃久

第33期決算公告

平成30年2月20日

栃木県宇都宮市馬場通り三丁目1番17号

株式会社フミックス

代表取締役　齋藤　完

貸借対照表の要旨

（平成29年6月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	293,790
	固定資産	124,319
	資産合計	418,110
負債及び純資産の部	流動負債	67,929
	固定負債	409,180
	株主資本	△58,999
	資本金	15,350
	利益剰余金	△74,349
	利益準備金	1,822
	その他利益剰余金	△76,172
	（うち当期純損失）	(224,135)
	負債・純資産合計	418,110